

Title	文法論の対象としての「引用」とは何か？ : 統語論的引用論の前提として
Author(s)	藤田, 保幸
Citation	詞林. 1996, 20, p. 50-69
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67390
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

文法論の対象としての「引用」とは何か？

—統語論的引用論の前提として—

藤田 保幸

1—1 この稿では、統語論の研究において問題となる「引用」とはどのようなものか、基本的なところに立ち帰って確認しておきたい。表題は広く「文法論」としたが、以下、より正確に「統語論」といふ言い方をもつばら用いる。また、統語的な問題が意味の問題とも密接にかかわることは、今日一般に認識されているところでもあるが、以下では、そうした意味・統語論的な問題としての「引用」とはどのようなものととらえるべきか、改めて見直してみることにする。筆者自身の引用研究を総括する段階に至って、こうした基本的な事柄の確認も必要と考える故である。

統語論的な研究の対象となるのは、もちろん、統語論的な引用表現であって、具体的には、例えば、文中引用句「ト」による引用されたコトバを含む次のような構造の文などが問題となる。

(1) 誠は、こんにちはと言った。

(2) 恵美子は、困ったなと思った。

(3) 優は、おつかれさまと肩をたたいた。

(4) 相澤氏は、窓をあげようと立ち上がった。

右のような、文中引用句「ト」によって、引用されたコトバを導入する構造の文を「引用構文」と呼ぶ。筆者は、このような「引用構文」を主たる対象として考察してきた。

統語論的な引用研究の対象となるのは、右のような文中引用句「ト」による引用構文ばかりではない。二、三例を掲げると、次のような例も、通常我々がコトバを引用したと考えるものであり、そうした引用されたコトバが文の構成要素として組み込まれたものであって、統語論的な研究の対象となり得るものである。

(5) 「あてなり」は、古典語の形容動詞である。

(6) その時、ヒゲの男が大声で「待った!」。

(7) 「帰れ」とは何だ。

このような、統語的な問題としてとり上げるべき引用表現

については、既に藤田（一九九一）で概観した。基本的には、「引用されたコトバ」が文の統語的な構成要素となるものであり、そうしたものを対象として、筆者は、これまで統語論的引用研究を進めてきた。

1—2 けれども、そういった研究文脈はいったん置いて、一般的に考えてみるなら、「引用」とはどういうものなのかということについて我々が日常的・常識的に理解するところと、統語論的な研究において問題とすべき右のような「引用」の表現とは、必ずしもピタリと一致するものではない。日常的・常識的なとらえ方は、我々の直観を一応満足させるものとはなっても、事柄の厳密な規定には向かない。にもかかわらず、我々は、統語論的な問題としての「引用」を論ずるにあたっては、「引用」ということについての日常的・常識的な理解にある程度立脚して物事を考えていることも否定できない。そこに根本的な混乱が生じる余地もある。

とすれば、統語論的な「引用」の研究の前提として、日常的な言い方としての「引用」の概念の限界を確認して、統語論において論ずべき対象としてどのようなものを「引用」というのか、的確な定義を示しておくことが必要であろう。

そこで、まずこの稿の前半では、「引用」という用語について見直して、その日常的・常識的に理解されている内容・意味をおさえ、そうした「引用」の理解に拠る時に問題と

なってくる事例をとり上げて検討したうえで、この用語を統語論的なものとしてはどう定義すべきか、私見を示して論ずることにしたい。

1—3 ところで、「引用」という用語は、しばしば「引用表現」と同義に用いられもするが、「引用する」というように動詞化しても用いられることでわかるように、*「表現の仕方」*をいうものであった（以下でも、文脈的に誤解の生じない限り、「引用」の語を両様に用いる）。そして、*「コトバを引用する」*という表現の仕方については、誰某の*「コトバ」*を引用して用いるという事柄の事実関係に注目が向けられることが自然であった。というより、むしろ「引用」の問題は、事実の問題と不可分にとらえられるのが一般といえた。そうしたとらえ方・問題意識が、統語論的な引用研究にも、特に反省されることなく入り込んでいた。しかし、統語論としての引用研究において、表現と事実との関係をどのように考えるべきかは、いったん見直しておくべき事柄である。

この稿の後半では、その点について私見を示すとともに、関連して表記にかかわる、それはそれで看過できない問題にも言及する。

以上のような形で、この稿は、筆者の統語論的引用論の基礎を整備することを意図するものである。

2—1 まず最初に、「引用」という用語の日常的な用法を見直すことからはじめよう。

そもそも「引用」という用語自体が、必ずしも文法用語として明確にイメージされるものではなかった。¹⁾ 試みに、主だった国語辞典における「引用」という語の意味説明を引いてみよう。

〔I〕自分の論の拠りどころなどを説明、証明するために、他人の文章や事例または古人の言を引くこと。

(「日本国語大辞典」)

〔II〕古人の言や他人の文章、また他人の説や事例などを自分の文章の中に引いて説明に用いること。

(「大辞林」)

〔III〕自分の論の根拠として、他人の文章や事例、古人の言などを引くこと。

(「言泉」)

何のためにか、どういうものとしてといった表現の狙いや目的についての説明が加えられることから、一般に「引用」とはそうしたレトリカルな概念としてイメージされていたといつてよいだろう。

しかし、一方で、先の(1)～(7)のような統語論的な「引用」についても、我々は、もちろん、一つの引用表現として考えている。けれども、これらが、統語論的な問題として考えられる限り、何のためにかどういったものとしてといった修辭的な狙いは、本質的な問題にならない。そこ

で、統語論的な引用表現にも妥当するよう、右の説明に言うところを最大公約数的に整理してしまうなら、「引用」とは、「他からコトバを引いて用いること、そういう表現」ということになる。古人の言であれ、他人の文章であれ、また、コトバで表現されるものである限りにおいての他人の説や事例であれ、要するに「他からコトバを引いて用いる、他にあったコトバをもつてきて用いること、その表現」が「引用」だということが出来る。「引いて用いる」ということを今一歩踏み込んで言えば、どこかにあったコトバをもつてきて用いるのだから、「コトバの再利用・再現」ともいえるだろう。

一応、「引用」という語の意味するところについて、我々の日常レベルでの理解・イメージは、ほぼ右のように要約できよう。

しかし、こうした常識的なものの方だけでは、統語論的な問題となる引用表現をきちんとおさえて論ずるには、もちろん十分ではない。むしろ、こうした常識的な見方だけでは、かえって「引用」とは言い難い事例をとり込んでしまうことにさえなるのである。

2—2 まず、次のような例を参照されたい。

(8) 内海「私、行かないよ」

伊佐山「行かないなら、幹事に断つて」

(8) では、内海の「行かない」というコトバを承けて、伊佐山が「行かないなら……」と発話している。見方によっては、内海のコトバをもつてきて用いている・再利用しているとも見ることが出来る。しかし、我々の素直な言語直観からすれば、(8) のような場合の伊佐山の発話を「引用」とは考えないだろう。また、

(9) — a 知事「この件については、必ず善処する」
(9) — b — a を承けて

知事は、この件については必ず善処すると約束した。

(9) — c — 同 右

知事は、この件については必ず善処すること
を約束した。

知事の a の発言があったという事実を述べて、b と c とも言える。他からコトバをもつてきて再利用するものというだけなら、b の傍線部とともに c の傍線部も再利用とみなされようが、通常、我々の素直な直観では、b を「引用」ととらえても、c を「引用」とは受けとめない。(だからこそ、b の「ト」を引用の「ト」とはいつても、c の「コト(ヲ)」を引用の「コト」などと呼ぶことはなかった。)

このように、「引用」をコトバの再利用などといった常識的な見方だけおさえようとすると、かえって、引用表現として我々の直観する言語事実を超えてしまうことにもなる。

逆に言うなら、コトバの再利用というだけの常識的なおさえ方は、我々の直観する事実をとり出すにも実は不十分なのである。

2-3 今一つ、次のような事例を見ておきたい。

(10) — 君が「わからなかった」ことが問題ではない。それを認めなかった態度がいけないのだ。

右の「わからなかった」は、誰かの発話をもつてきたもの、おそらく、「君」と名指される相手の発話をもつてきたものと考えられる。誰かのコトバをもつてきて用いたもの・再利用したものを「引用」というなら、確かにこれも「引用」の表現だろうし、これを「引用」ということに、我々も直観的に抵抗はあまりない。

ただ、これが「引用」だとしても、統語論的な問題として論じられるものだと考えられない。問題の部分が「引用」と解されるのは、この文の意味・統語的な構造に支えられていることではない。問題の部分にカギカッコが付されたことで、そこが誰かのコトバの再利用なのだという注釈が二次的に加えられたからにすぎない。こうした例は、いわば言葉の成り立ちを透かして見せるような表記上の一種の表現技法の問題というべきであろう。

しかし、「引用」をただコトバの再利用といったとらえ方でおさえると、右のような本来統語的な問題ではない事例ま

でとり込んでしまう。統語論的な「引用」を論ずるのに、日常的・常識的な「引用」のとらえ方に拠っているのは、混乱を生じかねないのである。

2-4 今度は、いささか違った事例をあげよう。

(11) — a 一つとり二つとりては焼いて喰ふうづらなく
なる深草の里 (四方赤良)

(11) — b 夕されば野べの秋風身にしてみてうづらなく
り深草の里 (俊成)

aは有名な狂歌であるが、bの俊成歌をふまえている。無論、aの「なくなる」は「無くなる」で、bの「鳴くなり」とは違うともいえるが、「ウツラナクナ(り)る」フカクサノサト」というコトバの形を再現して利用しているわけであるから、コトバの再現・再利用が「引用」だといってしまえば、こうした事例も「引用」だということになる。しかし、「引用」として我々が通常イメージするものからすれば、これを「引用」とはとても考えられないだろう。

この種の表現は、パロディとかもじりとか言われるもので、通常「引用」といわれるものとも、ふつうは区別される。

しかし、今日、文学研究の分野では、「引用」という用語・概念を、「コトバ(表現)の再利用・再現」という点を中核として拡張して用いることが盛んであり、相応の成果と

蓄積も生んでいる。そうした研究文脈では、パロディ・もじりも「引用」の問題として論じられることになる。

統語論的な引用研究においては、もちろん、「引用」をここまで広くおさえていては、論ずべき対象は正しくとり上げられない。けれども、「引用」をコトバの再利用といったおさえ方で考えることからは、話をここまで拡大して考える見方も生まれてくるということである。

2-5 以上、要するに、「引用」を「他からコトバを引いてきて用いること、そうした表現」、更には「コトバの再利用」といった形で了解しておくことは、我々の常識的・日常的な理解といえるが、これを言語事実にきちんとあてはめて考えてみようとする、それだけではいろいろ問題であるし、統語論的な引用表現とはどのようなものを規定するにもとより不十分であるということが了解されるだろう。

そこで、以上のような問題点も念頭におき、そのような問題の事例との区別も明確にして、統語論の問題としての引用表現とはどのようなものと規定すべきか、以下に節を改めて、私見を示すことにしたい。

3-1 「引用」とは、字義からして最も素直に考えても、「他からコトバを引いてくる表現」だといえる。このとらえ方は、我々の直観とも一応無理なく合致した。しかし、この

ままでは、既に見たように、統語論的な引用表現をおさえる正確な規定とはならない。そこで、今少し踏み込んで、統語論的な引用表現を次のように規定してみたい。

所与とみなされるコトバを再現しようとする形で示すもので、そのコトバのまとまりが、そうしたものとして、文の構成要素として機能しているもの。

この定義は、見やすく整理すると、次の三つの内容から成る。

①表現意図・表現の姿勢（「再現しようとする」ものであること）

②コトバ（記号）としての特性（「そうしたものとして」用いられていること）

③統語単位性（②を前提に「そのコトバのまとまりが」、文の構成要素として機能していること）

③は②を前提とするので、両者は一括して考えた方がよい。以下、それぞれについて検討する。

3-2 第一に、「引用」は、その表現意図・表現の姿勢において、「再現しようとする」ものである。この点は、統語的な「引用」に限らず、我々が通常「引用」と考える表現すべてに妥当する基本要件と考えるのがよいように思われる。ここで、「再現」とは、同一性に基いて同等のものをさし出すという意と解していただきたい。「引用」とは、このよう

な意味で、所与とみなされるコトバを再現しようとする表現意図による表現ということができる。もちろん、実際の言語表現において、その表現意図は多層的であろうから、「引用」を含む表現が、コトバの「再現」だけを意図したものであるとは考えにくい。しかし、「引用」という表現を用いる以上、そこにあるのは、「コトバの再現」という意図である。意図という言葉の方が、目的意識的に過ぎるなら、そういう表現の姿勢といってもよい。

この一点で、「引用」は、まず「パロディ」とか「もじり」と区別されることになる。パロディやもじりは、所与のコトバを利用するにしても、第一義的にそれと同等のものを示して見せることに眼目があるわけでは決してない。これらは、基本的に、もとのものと同等のものではなく近似するものを示すことで、その差異から生まれる何らかの効果を活用しようとするところに、本来の表現意図があるのである。

「引用」は、所与とみなされるコトバを再現しようとする表現意図・姿勢によるものである。このことに相応じて、統語的な引用表現は、所与のコトバが再現できる表現である。基本的に形式として、文の形ある構成要素のどのレベルまでも、とり込みに制約がない。文の最も外側にあらわれるのは、伝達のムードの要素であるが、統語的な引用表現として最も典型的な「ト」による引用構文では、一般に「ト」の内部に伝達のムードまでとり込んで支障はない。

(12) — a 明治は、「え、知らないよ」と言った。

「ト」による引用構文は、形式の目的として、「引用」
|| 「再現」のためのものなのである。この点、次のようなコ
ト節などと比較されたい。

(12) — b 明治は、知らないことを言った／＼告げた。

(12) — c *明治は、えつ知らないよことを言った／＼
告げた。

コト節では、右のように、もとの発話を十分に再現しよう
としてもできない。つまり、コト節は、形式として「再現」
|| 「引用」のためのものではないのであり、この形式に拠る
以上、「再現」の意図・姿勢をとることにならないのであ
る。(先の(8)の場合も、たまたま相手と同じコトバを使っては
いるが、そこに「再現」の意図はなく、従って、再現のための統語
形式(「引用」の形式)にも拠っていない。)

引用構文の場合に限らず、引用されたコトバが直接助詞を
伴って文の構成要素となる表現などでも、基本的には文の形
ある構成要素は、すべてのレベルで引用されたコトバとして
とり込み可能である。

(13) 「ああ、山林に自由存す」は、独歩の言葉だ。

(14) 彼の「えつ、知らないよ」には驚いたよ。

統語的な引用表現は、「再現」のための構造に拠る表現で
あり、再現のために相応の自由さが認められるのである。

3—3 なお、「再現」とは、同一性に基いて同等のものを
さし出すとした。これについて、関連して、今一つ考えるべ
き点がある。

このように規定した場合、この「同一性」とはどういうこ
となのかが問題となる。コトバが同一であるか否かなど一見
すれば自明であるようにも思えるが、実際の表現に即して考
えると、事柄は決して単純ではない。例えば、

(15) 善行「行ってください」

和博「行けというなら行きますよ」

右の例では、もとの発話とみなされるものと、「ト」に
おいてそれを引用したと見られるものとは、かなり形は異
なる。しかし、和博の発話は、「ト」による引用構文の形
式を用いることから、善行の発話を承けて再現する姿勢を
とっているものといつてよい。ということとは、「行ってくだ
さい」に対し「行け」は、和博の意図においては、「同一
性」に基く「再現」なのだと思われる。しかし、この「同一
性」は、決して形の上で全く自明というわけではないのであ
る。逆に言えば、同一性に基く再現という時、この「同一
性」がいかなるものかは、表現主体において、どういったレ
ベルで同一性を認定するかに拠る面があるということである。
このあたりの議論は、統語論を超えてむしろ語用論的な
問題になってくるが(第4節参照)、こうした問題を視野に
入れておくことは、統語論的な引用研究が語用論の問題とも

かかわって幅広く展開していくためには大切であろう。

こうした問題は、また、所謂「話法」の問題とも密接に関連する。ちなみに、(15)のような例も、大雑把には「話法」の問題のように見えるが、筆者は、区別して考えるべきだと見ている。詳しくは、藤田(一九九五)に立ち入って論じた。

要するに、「同一性」「同等」ということにも、いろいろなレベルを考える必要があるということである。

3—4 定義の第二・三点に移ろう。

「引用」とは、以上に見た所与のコトバの「再現」の表現意図・姿勢によるものであることを基本要件とするが、統語的な引用の表現は、そのような所与のコトバの再現としての引用されたコトバが、「そうしたものとして」用いられることが重要である。

「そうしたものとして」とは、引用されたコトバとして——つまり、所与のコトバの再現という表現性をもって、更に言うなら、所与のコトバを再現したものであることによる何かの意味をもって、用いられているという意である。

例えば、次の場合、

(16) — a タヌキは哺乳類である。

(16) — b 「タヌキ」は名詞である。

aとbとの「タヌキ」という字面は一見同じだが、bの

「タヌキ」は、「タヌキ」という所与の——人々の頭の中にある——コトバを再現して示し、「タヌキ」という単語を表わして名詞的に働くものである。

また、先に掲げた(6)の例では、引用されたコトバがそのまま述語の位置を占めて、一つの文的表現が成り立つ。

(6) その時、ヒゲの男が大声で「待った!」。

引用されたコトバは、所与の発話されたコトバを再現したと見なされるものであることにおいて、発話という行為を再現して示すものと解される。それ故、それ自体が主体の行為・ありさまを示すものとしての表現性をもって、述語動詞なしでそれ自体述語的に機能できるのである(このあたり、詳しくは、藤田(一九九四)参照)。

このように、統語的な「引用」では、引用されたコトバが、そうした「再現」ということにもとづく独自の表現性をもって、文構成に参与する。引用されたコトバは、そうした表現性に基いて独自の統語的ふるまいを示すし、そうした独自性をもつ文構成要素を含む構造である故、引用構造・引用表現は、統語論において、独自の問題性を有するものとして、一つの考察の対象となる。

3—5 従って、先の(10)のような表現は、第一義的には、統語論において問題となる引用表現ではない。この点、今一度くり返しておこう。

(10) 君が「わからなかった」ことが問題ではない。それを認めなかつた態度がいけないのだ。

右の文では、傍線部の「わからなかった」の部分を、別段引用されたコトバと考えずとも、基本的な文意は変わらないう。言い換えると、この部分をカギカッコがないものと考えて読んでも支障はないのである。つまり、傍線の部分は、文の構成要素としては、形式名詞「こと」にかかつて名詞節を形成する連体修飾句であるが、そうであること・そうした統語的性格をもつことと、ここを引用されたコトバと解することとは、一応無関係なのである。傍線部の文構成要素としての働き・性格が、この部分が引用されたコトバと解し得ることに依拠するものではないのである。傍線部は、事実上、「君」と名指しされる相手のコトバを再利用したものかもしれないが、それは、カギカッコが付されて注釈的に注意喚起されるからはじめて意識されることで、文の統語構造とその構造に支えられて表意される文の意味内容にとっては、本質的なものではない。いわば、表記によって二次的に付加された意味とでもいべきものであって、表記の問題であり、統語論の問題ではないのである。

もっとも、統語論の問題を表記の問題と第一義的にはつきり区別するにせよ、現実には、両者は複雑に絡んでくる。その点は、後の第5節でいささかふれるが、まず問題を本質において区別したうえで、次にその交渉を論ずるといふ段階を

踏んだ整理をしていくことが肝要といえよう。

3-6 引用されたコトバは、所与のコトバを再現する姿勢で示すものであり、ふつうのコトバとは何かしら異質に感じられる。従つて、引用されたコトバを含む文構造では、引用されたコトバと所謂「地の文」との間に、ある種のレベル差が感じられる。

(17) 真吾は、「わかりました」と言った。

(18) *Geige* は、ドイツ語でヴァイオリンを指す言葉だ。

こうしたレベル差が生じるのも、引用されたコトバが、「地の文」とは異なるそうした引用されたものとして、用いられているからである。従つて、このレベル差が、いったいどのような違いなのかを考えることが、統語論的な引用の研究の一つのカギといえる。そして、その点を考える手掛りは、既にこれまでの議論の中に出てきている。すなわち、引用されたコトバの「再現」というような表現の仕方と、通常の言語記号の表現の仕方との相違を考え直してみることである。この問題について、筆者は、藤田(一九八九a)(一九九四)で掘り下げて論じた。ちなみに、ここでは、この稿で「再現」という言い方で問題にした引用されたコトバの表意の仕方を、「実物表示」という用語で説明している。

なお、引用表現を、「メタ言語」という概念で特徴づけ、

説明しようとする考え方があつた。これについては、既に藤田（一九九六）で論じたので参照されたいが、結論的に言う
と、こうした見方だけでは、必ずしも十分な説明にならない。
「メタ言語」と呼ばれるものは、引用表現以外にもある
のであり、「メタ言語」という概念で、引用表現の本質を言
い当てることにはならないのである。更に困るのは、「メタ
言語」という時、引用表現のようなものだけを視野に入れて
考えているといったことが、まま見られる。そして、「引
用」の本質を更に問うことなく、引用表現はメタ言語である
というような規定をくり返すだけなら、結局「引用」を「メ
タ言語」と呼ぶことは、トートロジーに陥つてしまいかねな
いのである。

3-7 以上、統語論で論ずべき「引用」とはどのようなものかという基本的な問題をめぐって検討してきた。以上の検討をふまえて、3-1で定義したところを言葉を変えて総括すると、次のように言うこともできよう。すなわち、統語論において問題となる「引用」とは、

所与とみなされるコトバを再現して示そうという意図姿勢
で用いられる「引用されたコトバ」の表現であり、「引
用されたコトバ」が、引用（Ⅱ再現）されたものという
表現性に基く意味・文法的性格に拠つて、文の構成に参
与しているもの、それを含む構造。

ということになる。

4-1 第3節で、統語論の問題としての「引用」とはどのようなものかと考えるべきか、筆者なりの定義を示した。しかし、統語論の問題としての「引用」については、以上のような議論の更に大前提として、論じておくべきことが、実は今一つある。この節では、そうした一番基本的な問題に目を向けてみたい。

4-2 「引用」とは、「所与とみなされるコトバを再現しようとする形で示すもの」とした。もっと常識的には、「引用」とは、「他からコトバを引いてくる表現」といった形でイメージされるものである。

つまり、「引用」とは、どこかにあつたコトバをもつてきて、それを再現する形で表わしたものと、ふつう考えるのであつた。「引用する」という行為は、事実としてはそういうものである。

けれども、統語的な問題となる引用表現の場合でも、いつも、まず本当にどこかに引かれるコトバが存在して、それが再現されていると見るべきだろうか。つまり、次例なら、

(1) — a 誠は、「こんにち」と言つた。

引用されたコトバの部分には、事実世界に本当にある「こんにち」というコトバを再現したものだとか常に考えられるの

か、換言すれば、右の「こんにちは」には必ず対応する「こんにちは」という発話が実際にあると考えられるのだろうか。

結論から言えば、答えは否である。厳密に言うなら、こうしたことは問題にならないのである。何故なら、文法論においては、表現の対象が事実として実際にあるのかどうかといった問題は、本来埒外となる。敢えて有名な例をあげると

(19) ユニコーンは存在する。

(20) 丸い三角形。

のような表現は、事実世界において「真」といえるか(19)、そんなものが本当にあるのか(20)が、問題であるとしても、統語論的には支障のないものと見なされる。本当にあるかとか、その内容が本当かどうかといったことは文法論の問題ではない。従って、統語的な引用表現について、そのようなコトバが実際にあったかどうかは、本質的なことではない。事実の問題ではないのである。

本当のところは「再現」かどうかわからないとしたら、では、統語論的な引用表現とは、いったいどういうものなのだろうか。端的に言えば、統語論的な「引用」とは、どこかにあったコトバを再現したらしく見える形——そうした形を含む構造なのである。事実として本当に所与のコトバを再現したのかどうか、その真偽は問題ではない。本当であれ虚構であれ、そんなコトバがあったという姿勢で、それを再現して

見せようという言い方なのである。先に示した規定でも、「所与とみなされるコトバ」という言い方をしたのも、実はそれ故である。引用されたコトバとは、どこかにあったとみなすことができるコトバなのである。そして、統語論的な「引用」とは、厳密には、そのようなコトバが本当にあるとなかろうと、それを所与のものとする姿勢でとり上げて、再現したらしく見せる(また、解される)表現なのである。例えば、先の(1) — a に対し、次の(1) — b のような表現が考えられる。

(1) — b 誠は、「こんにちは」と言うだろう。

これは、未だ事実ではない推量・想像をいうものである。従って、「こんにちは」というコトバが、事実として本当にあるわけではない。一応、「誠が、『コンニチハ』ト言ウ」という事態を想像して、想像された事態の中の発話を引いたと考えれば、想像の世界で所与のコトバを引いたという形で、図式的な説明のつじつまは合う。けれども、一つのフィクションであって、事実としてあったものの再現ではない。すなわち、想像されたコトバを所与のものとする姿勢でとり上げて、再現したらしく見せる表現ということが出来る。

また、(2) のような心内語を引用する表現にしても、実際は人の心の内がたやすくのぞけるわけではない。

(2) 恵美子は、困ったなと思った。

すべてを見通せる物語の語り手の立場に立っている場合

や、本人にその心の内を聞くことができる場合なら、その心内の発話を再現できるといえようが、心内語を引く形の引用表現は、そのように思ったであろうという話し手の解釈による虚構であることが多い。つまり、心の内でこう言ったであろうと解せられるコトバを所与のものとする姿勢でとり上げ、再現したらしく見せる表現である。

こうした例も考え合わせると、統語論的な引用表現を、再現したらしく見せる表現」とおさえておくことは、事柄の正確な理解のために大切なことといえよう。

4—3 以上の如く、「引用」とは、実際のところはともかくとして、所与とみなされるコトバを再現したらしく見せる表現である。筆者は、「引用」に関して論ずるにあたって、「引用する」「再現する」といった言い方で表現の仕組みを説明することがあるが、統語論的な問題として「引用」を論ずる限りにおいては、こうした言い方を常に以上のような含みで用いるようにしているということ、ここではつきりとしておきたい。

また、確かに統語論的な引用表現に対し、事実として引用された所与のコトバが実際にあると考えられる場合もあるし、一方また、フィクションの場合もある。けれども、フィクションは事実を前提とするものであって、その逆ではないのだから、事実世界に所与のコトバを引いてくるといった見

方で説明のモデルを考えていくことは、その限界をわきまえる限り、それなりに有効なことかと思う。

更に、統語論に狭く限定されることなく、射程の広い「引用」の研究を考える場合は、一方で、「引用」という形で表現される所与のコトバは実際にはどのようなものであり、それがどのように「再現」されているのかという、事実との関係を問う視点をもつことも大切であろう。統語論的引用研究も、時に統語論的な次元を超えて語用論の問題などに議論を広げる必要があるが、そうした際には、このような視点も生かされることになる。しかし、あくまでも統語論においては、表現される対象のあるなし・実際はどうであったかといった事実は本質的な問題ではないという基本的な位置づけ・整理にまず立つたうえで柔軟な分析姿勢でなければならぬ。

5—1 前節で確認したように、統語論的な「引用」とは、本質的に、所与とみなされるコトバを再現したらしく見える形の表現であった。実際にあったコトバを再現して用いるという事実を、事実としての「引用」というなら、統語論的な「引用」の問題と事実としての「引用」の問題とは、まず區別されなければならないのである。

ところで、一般には「引用」の表現と考えられる事柄の中には、むしろ事実としての「引用」そのものの問題と考える

べき事例が見られる。ここで注目しておきたいのは、先にもとりあげた次のような事例である。

(10) 君が「わからなかった」ことが問題ではない。それを認めなかつた態度がいけないのだ。

既述のように、これは、統語論的な問題としての「引用」と言うべきものではなく、事柄の本質としては、第一義的に、表記の問題である。しかし、掘り下げて見てみると、言語表現の本質的な機構にかかわるものであり、しかも、しばしば表記が表記の問題に終らず、文法的な問題をも派生させることになる。

本当の意味での統語論的な「引用」と、そうした事実との区別をきちんとつけておくことが必要である。以下、いささか、こうした事例に立ち入ってみよう。

5-2 問題の本質を考えるうえで、近年の言語論において、R・バルトやJ・クリステイヴァの言うところを想起しておく必要がある。

そもそも、我々は歴史の所産としての言語を引き継いで用いる。コトバというものは——言語材も、そのあつうにあらわれる組み合わせも——ほとんど個人が新たに生み出すものではなく、既にずっと用いられてきたものであり、我々は、そうした昔から用いられてきたコトバをまた組み合わせているに過ぎないともいえる。それ故、既に見たような我々

の通念的了解の次元に立ち帰り、広義にコトバを再利用していること・他からもつてきて用いることを「引用」というなら、すべてのコトバは再利用であつて、「引用」だということもできる。広義に再利用しているという意味では、我々の表現は、「引用の織物」なのである。クリステイヴァらは、もっぱらテキストについてこの性格を強調するが(こうした思潮を承けた文学研究については2-4にふれた)、ミニマムには、一つ一つの言表(文)でさえ、こうした意味での「引用のモザイク」の性格をもつていっていると誤りではあるまい。我々は、意識的に、あるいは無意識に他者のコトバを織り込み組み合わせながら、自らの言表を形成する。そして自らのコトバとして、そうした言表を演出するが、その成り立ちにおいては、他者のコトバにあたるものが組み込まれている場合が少なくない。すなわち、我々の言表形成に際しては、右に述べてきたような意味で、事実としての「引用」があると考えられるのである。

このような言表³の成り立ちに目を向ける時、つまり、一つの言表のある部分のコトバが、もともと他者に由来するものであるということに敢えて注意を向けようとする時、(10)のような表記法が活用されるのである。カギカッコのメタ言語的な言及機能を活用したものといえよう。⁴

5-3 いささか用例をあげて、具体的に検討してみよう。

(21) それにしても、あれほど都会的なものを慕い西洋的な新しさに傾倒して「日本を去ろうと思つた」朔太郎が、たとえ両親の説得があつたにせよ、ついに前橋へ帰らざるをえなかつたということは、かれの生涯をかえりみてまことに象徴的であるといつてよからう。
(大野純「萩原朔太郎」)

(22) 平出鏗二郎によれば「明治の初めに至るまでは」たいてい駕籠で遺体を運んでいた。
(井上章一「靈柩車の誕生」)

(23) この著者の批判したい点は「天皇制イデオロギーのメツカ」へ小学生を集団で連れてゆくことにある。
(白幡洋三郎「旅行ノススメ」)

(24) これは後に柳田自身が強く否定した「朝鮮と旧日本との民俗の比較」にほかならず、「たゞ直観的な第一印象によつて、斯んなにも双方よく似通つた生活ぶりがあるかと思ひ、本来無縁のものならばこの様な一致はある筈がないなど、半ば感歎の声を放つて居た」人物が、まさに彼自身であつたことを証明している文章であるといえよう。

(25) 地方では、本當の意にこたえるため「速急に成績を挙げ」ようとし(「神社合併反対意見」)、一町村一社の制を強行した。
(川村濤「大東亜民俗学」の虚実)

(26) もちろん、大正中期から「眼先のきいた人足は輻業」しはじめている。そして「息子の代になると大ていは止めてしま」つていた。(註・出典本中二) 前掲「上方」
(井上「靈柩車の誕生」)

(27) 楊雲萍はその文章に「冷い高飛車な、或いは機械的」な感じを受け取っているが、金岡文夫の著作からも私はそうした「匂い」を感じずにはいられない。
(川村「大東亜民俗学」の虚実)

(28) 問3 傍線部B「誰にとつても共通な、確定的な部分への離散化」とあるが、著者は「誰にとつても共通な、確定的部分への離散化」を、なぜありえないというのか。
(「平成

(29) 成5年度大学入試センター試験「本試・国語・第1問」問2 傍線部A「彼の方を見ないようにして」とあるが、キリンはなぜ「彼の方を見ないようにした」のか。
(「平成9年度大学入試センター試験 試験問題例集」国語I・第2問(一九九五・二月公刊))

(30) とにかく初回先頭の和田、久慈に2連打されたのが気に入らなかつた。シ烈な首位争い。「力が入り過ぎた」のも無理はない。
(日刊スポーツ、一九九六、九、六)

(31) 東北ブロックなどでは高齢議員が小選挙区を避け

て比例代表に回るケースが出てきており、「比例代

表名簿に高齢者がずらりと並べば選挙戦では不利」

(選対本部幹部) は明らかだ。

(埼玉新聞、夕刊、一九九六、八、一八)

これらは、既述のとおり、第一義的には文法の問題ではない。いずれも、カギカッコをとって読んでもさしつかえなく、また、引用されたものとしてカギカッコでマークされた部分の中には、(25)(26)(27)(29)のように、統語的なまとまりの単位と一致しない例があることでも、これが基本的に統語論の問題となるものでないことは明らかであろう。例えば、

(29) では、「彼の方を見ない……」といった傍線部程度の大きさで統語的なまとまりを考えるなら、「彼の方を見ないようにしたのか」とか、せめて「彼の方を見ないようにした」までが一つの単位として文の構成にかかわるものと受けとられるはずである。しかるに、カギカッコで引用されたものとしてマークされているのは、「彼の方を見ないようにし」までの部分である。事実としての所与のコトバは「彼の方を見ないようにして」の形であり、それを引いたといえるのは、「彼の方を見ないようにし」までだからである。こうしたカギカッコは、従って、事実関係を示すものではある。そして、この種のカギカッコによって引用されたものとされた部分が、文の構成要素としての統語的な単位と一致しない

以上、こうした事例は、統語論的な問題といえるものではない。

いわば、これらは本来、カギカッコというプラス・アルファの記号を加えることができる書きコトバにおいて、カギカッコという付加的な手段を用いて、他者のコトバをも織り込み組み合わせ形成された、我々の言表のいわば「パッチ・ワーク」的な成り立ちという事実を強調したものである。(我々の言表のこのような成り立ちにおける性格を、以下、「言表のパッチ・ワーク性」と呼ぶ。)従って、もともとは表記の問題であり、そうした二次的な表記手段による書きコトバの一つの文体の問題であるといえるのである。

5-4 書きコトバの文体の問題なのだと言ったが、では、これらは、どのような文体効果を狙ったものといえるようか。

こうした言表のパッチ・ワーク的性格を強調する表記は、基本的には、言表の部分について、その出もとを示そう、うかがわせようという手法である。例えば、(21)の例では、「日本を去ろうと思った」の部分、それ以外の部分と違って、このようなコトバを発話した(あるいは、書いた)人物がいて(この例ではおそらく萩原朔太郎)、これはそれを再利用したものであるというをはっきりうかがわせるものである。

そうした方法によって、第一に、典拠があつてそれを忠実

にふまえているという厳正・正確を重んずる（ある意味で学究的な）態度が示され、更には、これをもともと述べた者は別におり、言表全体の表出主体（書いた者）はその部分のコトバに責任を負うものでないこと・もともとこれを述べた者の言うところに依拠しているのだということが示唆される。

（22）～（27）や（31）は、基本的にはそうした「典拠に忠実」という態度を示す効果を考えたものと見る事ができる。

ところで、討論的（polemisch）な議論の展開の仕方においては、論者が自分の立場と異なる相手の論理・言うところに従って、まず物事を述べてみる事ができる。その後、相手の問題点について批判したりするわけであるが、そうした際に、論者自身の意見と異なる相手の言い方にそって述べていることを明示した方が混乱が生じにくい。そこで、その区別を明確にして述べるため、討論的な叙述姿勢の文章では、こうしたカギカッコの用法が活用される。（23）はその一例で、「この著者」は、伊勢への修学旅行を批判する文章を記しており、（23）の文の少し前に、それが掲げられている。そこで、「この著者」は、伊勢神宮を「天皇制イデオロギーの主要なメッカ」と指弾している。しかし、（23）の文を記す筆者自身は必ずしもそうとらえてはいない。しかし、そのように主張する「この著者」の考えをまず正しくおさえるため解說的に述べていく中の一文が（23）であり、へ「天皇制イデ

オロギーのメッカ」という部分は、「この著者」のコトバに依拠しているもので、（23）の文を記す筆者自身の見方ではない（筆者自身が責任を負うものではない）ということを示唆すべく、こうした表記がなされているのである。

その意味で、こうした例では、カギカッコをはずすと、前後の文脈の中で不自然に見えることがしばしばある。

また、（24）の例では、（24）の筆者は、柳田国男自身のもので解されるコトバを利用することによって、柳田自身の自己矛盾を衝いている。柳田が自身の言葉で否定した試み・態度は、実は柳田自身のものであったということを示すべく、柳田自身のコトバを引く形で言表形成しているとうかがわせるべく、こうした表記がなされている。人は自らの言葉に責任を持たなければならないものである以上、このようにカギカッコを付すことは、このように発言したこと自体の責任にも目を向けさせる強い批判姿勢を示す効果がある。

以上のように、「典拠に忠実」という姿勢は、「責任の所在の明確化」という効果につながっていく。言ったこと・書いたこととの責任の所在が問われるような事柄についての文章では、こうした表記法が利用されることが少なくない。例えば、（31）は、選挙に関する情勢分析で、事柄が微妙なだけに、こうしたカギカッコを付して、典拠となる情報に忠実な姿勢を示すことで、責任をも明確化して、批判を受けないようにしているのである。

さて、このような表記スタイルをとることの効果として、第二に、このようにパッチ・ワーク的に部分部分のコトバに出ものがあることをうかがわせることで、そのコトバの発せられたもとの場面に注目させ、その雰囲気伝えるような臨場感が生まれることもある。(30)は、その例で、ある試合でのピッチャーについて述べた一節だが、その一部にカギカッコを付して、ピッチャー自身の言葉を引いていることをうかがわせる表記をとることで、そのピッチャーが投げた試合の熱気が伝わってくるようなリアリティが生まれる。このような表記法が、新聞のスポーツ欄などで多用されることは、そうしたリアルさを求めていることであろう。

言表のパッチ・ワーク性を際立たせるカギカッコ表記が生み出す表現効果について、大きく二点に分けて見てきたが更に、(28) (29)のような入試問題の問いの文などで見られる事例は、より純粹にカギカッコのメタ言語的機能を生かそうとするものといえる。本文のある部分についての問いであり、その部分にまず目を向けてほしいと出題者は考える。それ故、問いのコトバと問題となる本文との対応がはっきりするよう、本文からとり出して問うている「コトバ」にカギカッコをつけて、メタ言語的に注意喚起するのである。

以上、こうした言葉のパッチ・ワーク性を強調するカギカッコは、本来一定の効果を求めて用いられる書きコトバの一つの文体的手段だといえるべきなのである。

5-5 ところが、いったんこうしたカギカッコの用法が可能となると、これが支えになって、今度は単に表記・文体の問題ではすまない問題が生じてくる。

(32) 柳田国男の空想した「山人」は、そういう意味では徹底的に牙を抜かれたものであり、「平地人を戦慄せしむる」ことなど決してありえない存在にすぎなかつた。(川村「大東亜民俗学」の虚実)

(33) 一八八五(明治十八)年五、六月のころ、自由党左派の領袖として名高い大井憲太郎の、東京府下谷区練塀町三十六番地の自宅で、たびたび会合する人びとがいた。おなじく、いまは解党した旧自由党の党員であつた磯山清兵衛や小林樟雄であり、かれらは、「朝鮮国政府ノ組織ヲ変更シ更ニ完全ナル独立ヲ得セシメ、施シ、内治ノ改良ニ及バシメントノ目的ヲ以テ」(大阪臨時重罪裁判所の判決文)、協議をかさねていたのである。

(鹿野「日本近代化の思想」)

(32) (33)は、言表のパッチ・ワーク性が強調され、文語体のコトバが素材として文体的に統一・整理されないまま示されたものである。こうした、引用されたものであることを示すカギカッコは、本来表記の問題、カギカッコがないものとして読んでもさしつかえなかつたはずだが、こうなつて

くると、さすがに(33)など、傍線部をカギカッコなしにふつうに文の一部分とうけとるには、異和感がある。しかし、一文における口語体と文語体の統一の問題などは、まだ一応文体レベルの問題と考えておくことができる。

けれども、次例になると、もはや、話は文体の問題ではすまなくなる。というのは、傍線部に「私」という語があらわれるが、この一人称詞は、そのコトバのもともとの話し手である人物(「彼」||柳田国男)を指すことになるからである。

(34) この時、彼(藤田註・柳田国男)が否定すべき自分の論文の対象として「巫女考とか俗聖即ち毛坊主の話とか、樹木信仰の痕跡とかに關する私の長々しい論文」を挙げているということに、私は関心を持たざるをえないのだ。

(川村「大東亜民俗学」の虚実)
通常の統語的な規則性に従う文では、一人称の「私」は、特別な場合を除き——統語的な引用構造にあらわれる一つの統語単位としての、直接話法の引用されたコトバの中でもなければ——その文を話した・書いた者を指す。右は、それから逸脱しているのである。

ここで問題にしているカギカッコの部分は、本来統語的な一つの文構成単位としての引用表現ではない。(34)も、もし「私」がなければ、カギカッコの有無にかかわらず理解される

ところである。)もともと、その部分が誰かのコトバを再現したものである。しかし、事実の問題にせよ、そこが引用されたコトバだとすると、地の文にあたる部分とは異なる秩序に従うコトバがあらわれるようになるのである。となると、これは、もはや単なる表記・文体の問題に終らない、ある種の文法の問題となってくる。

5—6 もつとも、(34)をふつうに読み上げたとする。すると、問題の「私」の部分について、決して「私」(34)の筆者(川村)、「私」||柳田)の読みは成り立つまい。この読みでなら、(34)は非文である。

つまり、先のような読みが(34)に成り立つという現象は、音声言語には乗らない。言い換えれば、書記言語においてはじめて成り立つものだということである。

ところで、文法とは本来、具体的な書きコトバや話しコトバより一段抽象されたところでの、「言語」の体系について言われることである。とすれば、(34)のような表現は、確かに、通常の意味の決まり方から逸脱した形で読まれるものであり、文の解釈に關与するという点では文法的な問題にかかわるとはいうものの、書きコトバの次元でのローカルな現象であって、「言語」の文法(統語)的な構造の、本来の問題ではないのである。

日本語の表記では、括り記号の正書法に強い規範があるわけではなく、比較的それが自由に利用できるということが、括り記号の用法の創造的な発展をうながし、ついには、こうしたある意味で文法的な問題ともなる独自の表現を可能にすることに繋がっているものといえよう。しかし、こうしたここで見てきたような事例は本質的に表記の問題なのであり、事実としての「引用」かどうかを問題にするものであつて、統語論的な引用表現とはいったん区別しなければならぬ。

もちろん、こうしたカギカッコの機能に支えられて、書きコトバが副次的な文法とでも言うべきものを持つに至つていくという現象は、興味深い。その種の問題ともかかわつて、カギカッコ等の括り記号の用法の実際を検討することも、引用研究と関連した一つの大切なテーマであろう。それについては、既に藤田（一九八九b）にいささかの考察を示したが、なお別稿を期すものでもある。

しかし、統語論において問題とすべき統語論的な「引用」の問題と、カギカッコの問題とは基本的に別のものである。しかるに、従来、カギカッコ表記と統語論の問題としての「引用」とが安易に混同されることが少なかつた。以上の議論は、その区別を明確にするためにも、ここで一度述べておくべき意義のあるものであらうと考えている。

6 この稿では、統語論において問題とすべき「引用」とは、どのようなものか、最も基本的な問題について論じた。筆者の研究の総括において、「序論」としての位置を占めるものである。（一九九六、九、一〇稿）

注

(1) 「国語学」第一八五集（一九九六）で、「文章・文体」の展望を担当したはんだわかんいち氏は、「従来、引用は文法現象の一つとしてとりあげられてきましたが、」と述べているが、事実認識として妥当ではない。むしろ、文章・文体の問題として論じられることとは別に、「引用」が統語論の問題ともなることが、研究の地道な蓄積によつて、ようやく近年承認されつつあるといつた方が本当であらう。

(2) 更に、この俊成歌が「伊勢物語」第百二十三段をふまえたものであることは知られている。後述の如く「引用」の概念を拡げて考えると、この関係まで「引用」だといつたとなえ方をすることが行なわれる。

(3) 以下、表記の問題を論じていくが、「文」という用語では、話しコトバにも妥当するような印象を与えがちなので、「言表」という用語を、もっぱら書きコトバを念頭に置いて用いることにする。

(4) カギカッコのメタ言語的言及機能については、林（一九七九）がとりあげている。

〔参考文献〕

林 四郎（一九七九）

「メタ言語的機能の働く表現」（『文藝

言語研究 言語篇』3、のち『漢字語彙・

文章の研究へ』（明治書院）に再録）

藤田保幸 (一九八九 a) 「実物表示」をめぐる (『国語国文

学報』47)

— (一九八九 b) 「引用」のくぎり方 (『日本語学』8

—6)

— (一九九二) 「引用」の解体—「引用されたコトバ」

の表現と「ト」副詞句の表現、その諸

相— (『愛知教育大学研究報告』(人文科

学) 40)

— (一九九四) 「引用されたコトバの記号論的位置づけ

と文法的性格」 (『詞林』16)

— (一九九五) 「引用論における「話し手投写」の概念」

(『宮地裕・教子先生古稀記念 日本語研究』明治

書院)

— (一九九六) 「引用研究と「メタ言語」の概念」 (『日本

語学』15—11)

(ふじた・やすゆき 滋賀大学助教授)